



【目次】

- 平成19年度税制改正 —— 住宅ローン税額控除制度の特例
- 相続の勉強部屋 シリーズ 第1回
- 『年金番号』統一されていますか？
- 商業登記簿で取引先の信用度チェック

2007.4.20発行

平成19年度税制改正

※この制度は平成20年までの入居で終了します。

住宅ローン税額控除制度の特例創設

平成19年度税制改正で**住宅ローン税額控除制度の特例が創設**されました。これは、国から地方への税源移譲（国税である所得税を引き下げ、地方税である住民税を引き上げる措置）に伴い、現行制度と**控除不足の差ができる限り生じないように**講じられた措置です。

ポイントとなる2点について紹介します。

平成19-20年間に居住開始の方

現行制度と特例制度のどちらかを選択

現行制度と創設された特例制度のどちらかを選択できます。

現行制度に比べ、特例制度のほうが控除期間は長いですが、控除割合が現行より低くなるため、毎年の控除額は少なくなり、最終的に最高控除額は変わらないようになっています。

居住開始	ローン残高の上限	現行制度 控除期間10年	特例制度 控除期間15年
平成19年	2,500万円	1~6年目:1.0% 25万円 7~10年目:0.5% 12.5万円	1~10年目:0.6% 15万円 11~15年目:0.4% 10万円
	最高控除額	200万円(10年分)	200万円(15年分)
平成20年	2,000万円	1~6年目:1.0% 20万円 7~10年目:0.5% 10万円	1~10年目:0.6% 12万円 11~15年目:0.4% 8万円
	最高控除額	160万円(10年分)	160万円(15年分)

平成11~18年間に居住開始の方
所得税控除不足分は住民税から税額控除

住宅ローン税額控除は、所得税からの控除制度で住民税にはありませんでした。このため、**税率改正により所得税額が減額**されたことで、改正がなければ控除されるべき税額について、**控除不足**となる場合があります。

所得税控除が
47,500円少なくなりました…



★税源移譲がなければ…所得税率10%(算出後控除0円)

所得税額 300万円×10%=300,000円
住宅ローン控除額 2,500万円×1.0%=250,000円…①
※ 所得税額<控除額 の場合は所得税額が控除額の上限

★税源移譲後…所得税率10%(算出後97,500円控除)

所得税額 300万円×10%-97,500円=202,500円…②
住宅ローン控除額 2,500万円×1.0%=250,000円
(①-② 差引 47,500円が控除不足に)

そこで、平成19年分以降の所得税において、**税源移譲がなければ控除されていた金額①**から、**その年分の所得税額②**を控除(①-②)し残額がある時は、**申請により、住民税からその残額に相当する額(47,500円)を減額**することとされました。この措置は平成18年度税制改正ですでに手当されています。

相続の勉強部屋

第一回

相続の勉強部屋と題しまして、相続の概要や手続きなど、基本的な部分について、シリーズ形式でわかりやすく紹介していきます。

相続の勉強部屋第1回は、相続の概要や基本的な流れについて触れていきたいと思ひます。

●相続税と贈与税について

人の死亡により、その人の所有する財産が相続人に受け継がれることを相続といい、その受け継がれた財産に対してかかる税金が相続税です。

では、生前に財産を引き継がせれば相続税はかからないのでは？と思いがちですが、生前に財産を移転すると、その財産に対して贈与税がかかってくるようになります。

相続税と贈与税は、相続税法という同じ法律で規定されており、共通点がいくつもありますが、大きな違いは基礎控除額(非課税枠)が下記のとおり全く異なることです。

(相続税)
 $5,000万円 + (1,000万円 \times \text{法定相続人の数})$

右の場合は、法定相続人3名

$5,000万円 + (1,000万円 \times 3人) = 8,000万円控除$

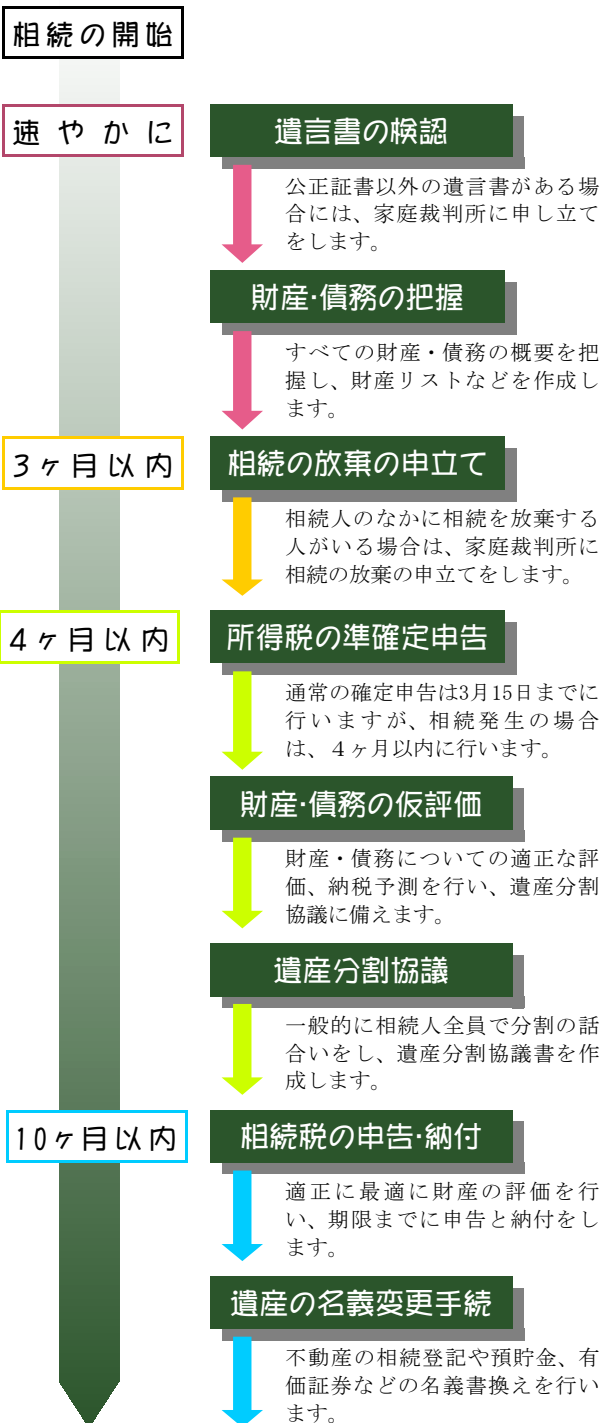
(贈与税)
年間110万円

The diagram shows a family structure where the decedent (被相続人) has a spouse (配偶者) and two children (子A and 子B). Child B is also identified as a spouse (B配偶者). This illustrates the calculation of the inheritance tax base, which includes the decedent's net assets plus 1,000 million yen for each of the three statutory heirs (spouse and two children).

上記のとおり、生前に財産を移転する場合は、年間110万円以下であれば贈与税はかかってきませんが、それを超えると、超えた分に対して贈与税がかかります。

では、生前に財産を移転するのに良い方法はないかという、特例として「**相続時精算課税制度**」や「**贈与税の配偶者控除**」などの優遇規程が設けられています。この特例の内容に関しては、次回以降に触れていきたいと思ひます。

●相続の基本的な流れ



上記のチャートが基本的な流れになります。次回は「相続人と相続分について」を予定しています。

年金番号 統一されていますか？

度重なる法改正で年金のしくみが複雑になり、自分は年金がもらえるのかと不安な方も多いかと思えます。まずは、年金の加入記録を確認してみたいかと思いますが？調べるには基礎年金番号が必要です。しかし、年金手帳を探してみると、「年金手帳がたくさんある！」なんていう方はいらっしゃいませんか？そんな方は要注意です。基礎年金番号を確認する必要があります。今回は、基礎年金番号の注意点についてご紹介いたします。

基礎年金番号とは？

これまで、**国民年金、厚生年金保険、共済組合の制度**では、それぞれ独自に年金番号を付与し、加入記録を管理してきました。しかし、平成9年の法改正により、すべての年金制度に**共通した基礎年金番号**を付与することによって、転職や退職などで加入する年金制度が変わっても、ひとつの年金番号で管理していく方法に変わりました。

基礎年金番号の付与

- (1) 平成8年以前に国民年金、厚生年金保険に加入していた方は、加入していた制度の年金手帳の記号番号がそのまま基礎年金番号になりました。共済組合に加入していた方は、新たに基礎年金番号が付与されました。
- (2) 平成9年以降に初めて年金制度に加入した方(20歳になった方、就職して厚生年金保険や共済組合に加入した方等)は、その時点で基礎年金番号が付与されます。

Check! みなさん、まずご自身の年金手帳を確認してみてください。

年金手帳の色は何色ですか？青色やオレンジ色が一般的ですが、昭和49年以前に厚生年金保険の加入記録がある方は「厚生年金被保険者証書」を持っている方もいるかもしれません。

上記(2)に該当する方は、**青色の年金手帳(共済組合加入の方は、基礎年金番号通知書)**に「**基礎年金番号**」と明記してあります。

上記(1)に該当する方でも青色の年金手帳をお持ちの方がいるかもしれません。おそらく、平成9年以降に年金手帳を紛失したため、再発行したのではないのでしょうか？

オレンジ色の年金手帳の場合は、手帳に記載されている番号が必ずしも「基礎年金番号」とは限りません。厚生年金保険と国民年金の記号番号が両方とも記載されていることがあります。平成9年の法改正時に、「**基礎年金番号通知書**」が送られてきているはずですが、紛失のためどちらが基礎年金番号なのかわからないという方もいるのではないのでしょうか？再交付された方も、ひょっとすると本来の年金番号とは異なる番号が付与されているかもしれません。

ここが落とし穴！

このように、旧制度では転職の都度、年金手帳を発行し、新しい番号を付与するようなことがあったため、**ひとりが複数の年金番号を持っている**ことがあり、法改正時に年金番号が統一されていないという事態が発生しています。また、結婚等で姓が変更になっても届出をしていなかったために、旧姓と現姓とで別の基礎年金番号が付与されていることもあります。

よって、自身が年金を受給する際に、**記録が統一されておらず、年金の支給額が少なくなる**という不利益が生じることがあります。

年金番号の統一

社会保険事務所では、年金の加入記録を確認することができます。これまで勤めたことのある会社名や加入年月日等すべて確認できますので、記録が漏れている場合は、**年金番号統一の手続き**をしてください。既に年金を受給されている方は年金額が訂正されることもあります。しかし、過去5年間分は一時金で支払われますが、それ以前の分は時効となり支払われませんのでご注意ください。

商業登記簿で 取引先の 信用度チェック

商業登記簿は取引先の信用度を測る資料の一つです。

この商業登記簿には4種類ありますが、信用調査には下記の「**履歴事項全部証明書**」が適しているとされています。

履歴事項全部証明書

札幌市中央区〇〇〇丁目〇番〇号

株式会社 〇〇〇〇

会社法人等番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇

手形の不渡り歴など、社歴を捨てるために社名を変更している可能性もあります。(不渡り歴は登記簿には載りません。)

商号	株式会社 ▲▲▲▲	本店移転や前本店、移転年月日などを見ます。
	株式会社 〇〇〇〇	
本店	札幌市西区▲▲丁目▲番地▲	
	札幌市中央区〇〇〇丁目〇番〇号	平成▲年▲月▲日 移転
公告をする方法	官報に掲載している	
会社成立の日	平成〇年〇月〇日	
目的	1. 不動産の売買、仲介、賃貸および管理 土木、建築工事の設計、施工並びに監理 前各号に付帯関連する一切の業務	社歴が長いほど安定性を示します。ただし、休眠会社を買収して社歴を長く見せかけている可能性もあります。
(省 略)		
役員に関する事項	取締役 〇 〇 〇 〇	平成〇年〇月〇日 就任 平成〇年〇月〇日 登記
	取締役 〇 〇 〇 〇	平成▲年▲月▲日 辞任 平成▲年▲月▲日 登記
	札幌市中央区〇〇〇丁目〇番〇号 代表取締役 〇 〇 〇 〇	抹消された項目には下線が引かれています。 平成〇年〇月〇日 就任 平成〇年〇月〇日 登記

事業目的を確認します。

代表者や他の役員の変更(就任・辞任)などを確認します。

商業登記簿以外の信用リスクの管理として、信用調査会社に依頼するなど、定期的な与信管理を行う方法もあります。

● お詫びと訂正 ●

3月20日発行のグローバルの記事につきまして、「**雇用保険料率の改正**」については「4月に支給する給料」から控除する雇用保険料の計算が変わると記載しております。しかし、事業所様ごと給与の締日や支給日が異なり、労働保険の年度の変り目もそれぞれ異なっております。**必ずしも4月に支給する給与から計算が変わるということにはなりません**ので、お間違いなく計算いただくようお願い申し上げます、お詫びと訂正をさせていただきます。

編集後記



入所して半年が経ち、事務所の雰囲気にもすっかり慣れました。4月から広報委員となり、グローバル作成に携わっていきますが、わかりやすさと見やすさをモットーに記事を作成していきたいと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。(内木)

月刊グローバル 2007年5号

2007年4月20日発行

発行者 道央マネジメントグループ 広報委員会

税理士法人 道央会計事務所 株式会社 道央医療コンサル
株式会社 道央M&Aセンター 株式会社 パワーコンサル
労働保険事務組合 道央労務管理協会 (株)札幌ビジネスエージェント
庵原宏章 行政書士事務所 株式会社 エスエムシー
花岡英司 公認会計士事務所 道央情報サービス協同組合

TEL 011-271-1417 FAX 011-221-5948

E-mail info@dao.or.jp

URL http://www.dao.or.jp